

付3：標準産業分類改訂に関する諮問および答申

(諮問)

行管甲第126号

昭和46年6月16日

統計審議会会長

山内二郎殿

行政管理庁長官

荒木万寿夫

諮問第139号

日本標準産業分類の改正について

日本標準産業分類の改正について貴会の御審議を得たい。

理由

現行の日本標準産業分類は、近年の産業構造の変化からみて、現実に適合しない点が生じたため、これを改める必要がある。

(答申)

統審議第3号

昭和47年2月18日

行政管理庁長官

中村寅太殿

統計審議会会長

山内二郎

諮問139号の答申

日本標準産業分類の改正について

日本標準産業分類の改正について審議した結果、現時点では分類の一般原則および分類項目を別紙のとおり改正することが適当であるという結論を得たので答申する。

今回の改正に当たっては、分類が最近の社会経済事情に対応し得るよう、分類項目の新設改廃を行なったが、同時に時系列および国際標準産業分類との比較可能性を考慮し、従来の分類の考え方は、原則としてこれを踏襲した。

なお、この分類については今後も引き続き研究してゆく必要がある。